

# 小売業における労働災害防止のポイント

～安全で安心な職場をつくるために～



厚生労働省委託事業  
小売業における安全管理の推進検討委員会

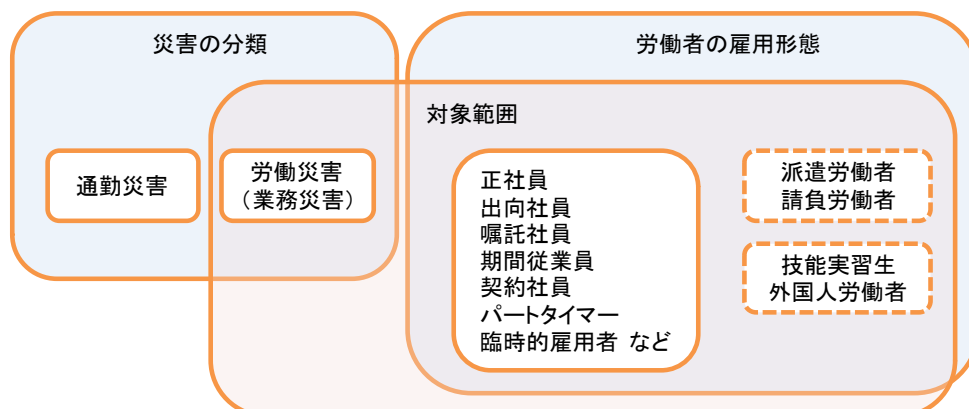
平成24年3月



## はじめに

- ▶ 小売業において1年間に発生している休業4日以上労働災害の件数は、平成22年には約1万2千件でした。この件数は全産業の労働災害の約1割に当たります。また、製造業や建設業では近年労働災害の件数が顕著に減少しているのに対して、小売業での労働災害は横ばいから増加傾向が続いています。小売業での労働災害を減らすことは、日本全体の働く人々の安全水準のみならず、企業の価値を高めることにもつながります。
- ▶ 労働災害が発生することにより、企業の信用が低下し、売上減少、人材確保が困難になるなど業務上の損失が生じます。これらの損失の大きさは、労働災害の被災者・遺族への補償、原因調査や設備改善などによる損失（費用）を大きく上回ると言われています。小売業事業者の労働災害防止活動を進めることは、従業員の安全を守ることに加えて、事業者にも大きなメリットがあります。
- ▶ 小売業で発生している労働災害（休業4日以上）では、「転倒」が約3割と最も多くなっており、このほか「動作の反動（腰痛など）」、「交通事故」、「墜落・転落」が1割ずつを占めています。
- ▶ こうした現状を踏まえて、この冊子は、小売業の事業者が、自社の店舗での労働災害防止をどう進めるかについて、具体的な方法や注意点を紹介しています。
- ▶ 小売業の事業者の方は、この冊子を参考にして、これまで以上に労働災害防止活動を推進されるようお願いします。
- ▶ なお、この冊子は、特に、小売業店舗（バックヤードを含みます）での労働災害防止活動、労働安全について取り扱ったもので、小売業事業者が管理・運営する店舗で働く全ての従業員を念頭に置いて作成しています。

### 本冊子作成にあたって想定した従業員の範囲





## 目 次

<b>I 安全衛生管理の基本</b> .....	<b>5</b>
1. 安全衛生管理の必要性 .....	5
2. 労働災害をもたらす企業ダメージ .....	7
3. 労働災害防止活動と作業改善の相乗効果 .....	8
<b>II 小売業における労働災害</b> .....	<b>9</b>
1. 小売業における労働災害の現状 .....	9
2. 小売業における労働災害の特徴 .....	13
<b>III 小売業における労働災害防止活動のポイント</b> .....	<b>14</b>
<b>IV 小売業における安全管理の体制づくり</b> .....	<b>17</b>
1. 法令で定められた小売業における安全衛生管理体制 .....	17
2. 店舗における安全衛生活動の計画的な推進 .....	22
3. 本部による全社横断的な労働災害防止活動の推進・支援 .....	25
<b>V 小売業における労働災害防止活動の推進</b> .....	<b>27</b>
1. 4S活動の実施 .....	27
2. リスクアセスメントの実施 .....	33
3. 従業員の労働災害防止意識の醸成など .....	42
4. 見える化の推進（個別の労働災害防止活動） .....	45
（参考）個別の労働災害防止策の例（イラスト） .....	47



## 1. 安全衛生管理の必要性

- 事業者の責務として、安全衛生管理を進める上で実施しなければならない基本的な事項（労働安全衛生法のきまり）を表1に示します（一部、労働者が順守すべき事項も含まれています）。
- 表1は労働安全衛生法で定められた基本的な内容であり、他にも法令上実施しなければならないことはたくさんあります。詳細な内容は、労働安全衛生法その他安全衛生に関する法令などを確認してください。

表1 安全衛生管理を進める上での基本事項

	項目	概要	ポイント	労働安全衛生法参照先
1	事業者による基本的責務	事業者は労働者の安全と健康を確保すること	事業者の最も基本的な責務です。「労働者」にはパートタイマーやアルバイト、契約社員、取引先の派遣社員なども含まれます。	第1章 総則 (第1条～第5条)
2	労働者による順守	労働者は労働災害を防止するため必要な事項を守る	労働者の義務です。	
3	管理者・推進者等の選任	事業者は安全衛生の管理や推進の中心となる人を決める	事業規模や業種に応じて、「安全管理者」「衛生管理者」「安全衛生推進者」「産業医」などを置きます。	第3章 安全衛生管理体制 (第10条～第19条の3)
4	委員会の設置	事業者は、安全衛生に関して審議を行い、意見を聞く場を設ける	事業規模や業種に応じて、「安全委員会」「衛生委員会」などを設けます。	
5	事業者による危険防止措置	事業者は、設備や作業などにより労働者が危険な目にあったり、ケガや病気をすることがないように、防止措置をとる	施設、設備、機械に必要な危険防止、健康障害防止措置をとることが必要です。	第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置(第20条～第36条)
6	労働者の順守	労働者は事業者の危険防止措置に応じて必要な事項を守る	労働者の義務です。	

	項目	概要	ポイント	労働安全衛生法参照先
7	教育の実施	事業者は労働者に安全衛生教育を行う	「労働者」にはパートタイマーやアルバイト、期間従業員も含まれます。 雇入れ時教育、作業内容変更時教育は全ての職場で必須です。 危険・有害業務（1 t未満のフォークリフト運転等）に就かせる時は特別教育が必要です。	第6章 労働者の就業に当たっての措置（第59条～第63条）
8	健康保持増進の措置	事業者は作業環境測定、作業の管理、健康診断等の実施により、労働者の健康保持・増進を行う	有害な業務を行う作業場では、作業環境測定を行い記録を保管することが必要です。 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、健康診断を行うことが必要です。また、定期健康診断を年に1回以上行うことが必要です。 有害業務に従事する労働者に対し、配置換えの際および半年に一回以上、特殊健康診断・特定健康診断を行うことが必要です。	第7章 健康の保持増進のための措置（第65条～第71条）



## 2. 労働災害がもたらす企業ダメージ

- 安全衛生管理・活動を怠り、労働災害が発生すると、以下のようなさまざまなダメージが事業者にもたらされる可能性があります。



### 3. 労働災害防止活動と作業改善の相乗効果

- 「店舗の効率的な運営・管理」「お客様へのサービスレベルの向上」「他の法令の順守」を進めることが作業改善、環境改善につながり、労働災害防止活動との相乗効果が生まれます。

#### ○店舗の効率的な運営・管理

- 商品の運搬方法や配置を効率的なものに改善することで、従業員の運搬、積み替え作業も無理のないものになります。
- 店舗での商品の整理整頓、バックヤードでの積み荷などの整理整頓・工夫により、カートでの移動が容易になり、つまずきによる転倒などもなくなります

#### ○お客様へのサービスレベルの向上

- わかりやすい商品配列により、お客様の商品の選択が容易になるだけでなく、従業員にとっても配列作業が簡単になります。
- 鮮魚・精肉部門での包丁のメンテナンスをしっかりと行うことは、従業員のけがの防止に効果があるだけでなく、お客様にとっても品質の良い商品の提供につながります。

#### ○他の法令の順守

- 食品衛生法を順守するためには、適切な調理器具の安全管理・衛生管理が不可欠ですが、このことは、同時に、従業員の労働安全・衛生の向上にも重要です。
- 消防法順守のために売り場の商品や在庫、什器の適切な配置や管理を進めることは、転倒・衝突を抑制する効果があり、安全な職場環境の整備にとって非常に重要です。

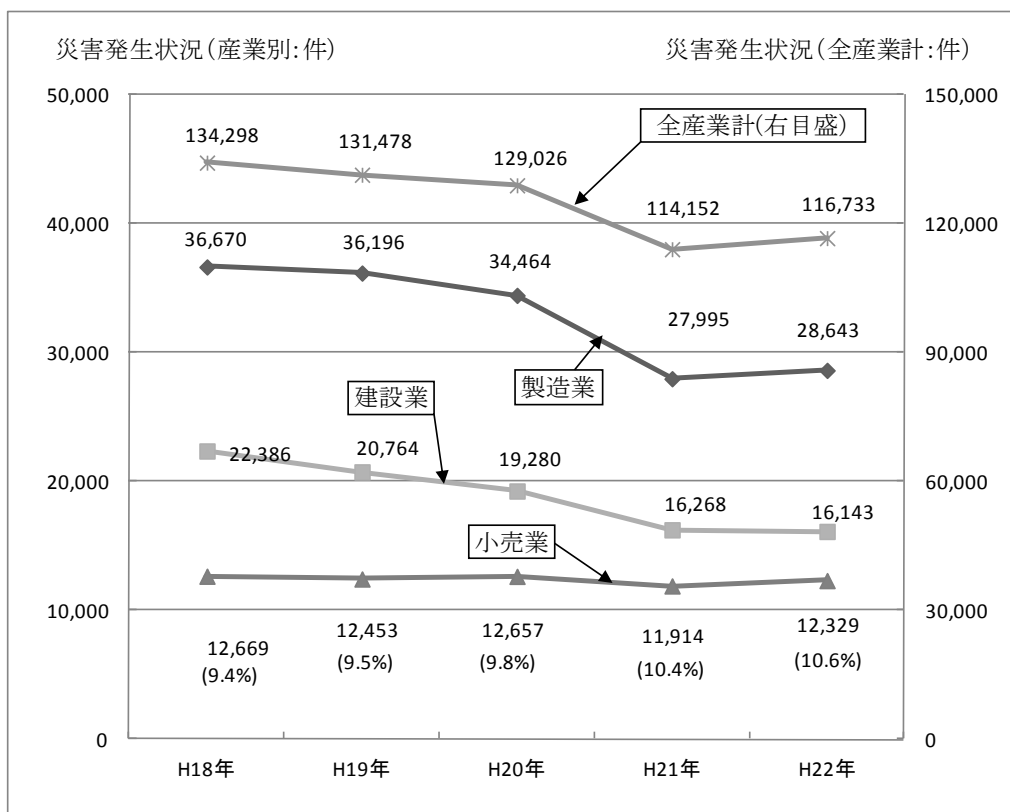
## II 小売業における労働災害

- 小売業の店舗で発生している労働災害について、その現状と特徴を、関連する統計や調査結果から説明します。

### 1. 小売業における労働災害の現状

- まず、小売業の労働災害（休業4日以上）の特徴を統計からみましょう。
- 日本の労働災害の約1割が小売業で発生しています。製造業、建設業での労働災害は減少傾向にあります。小売業の労働災害件数は横ばいから増加傾向がみられます。
- 産業全体の労働災害に占める小売業のシェアは徐々に増加しています。

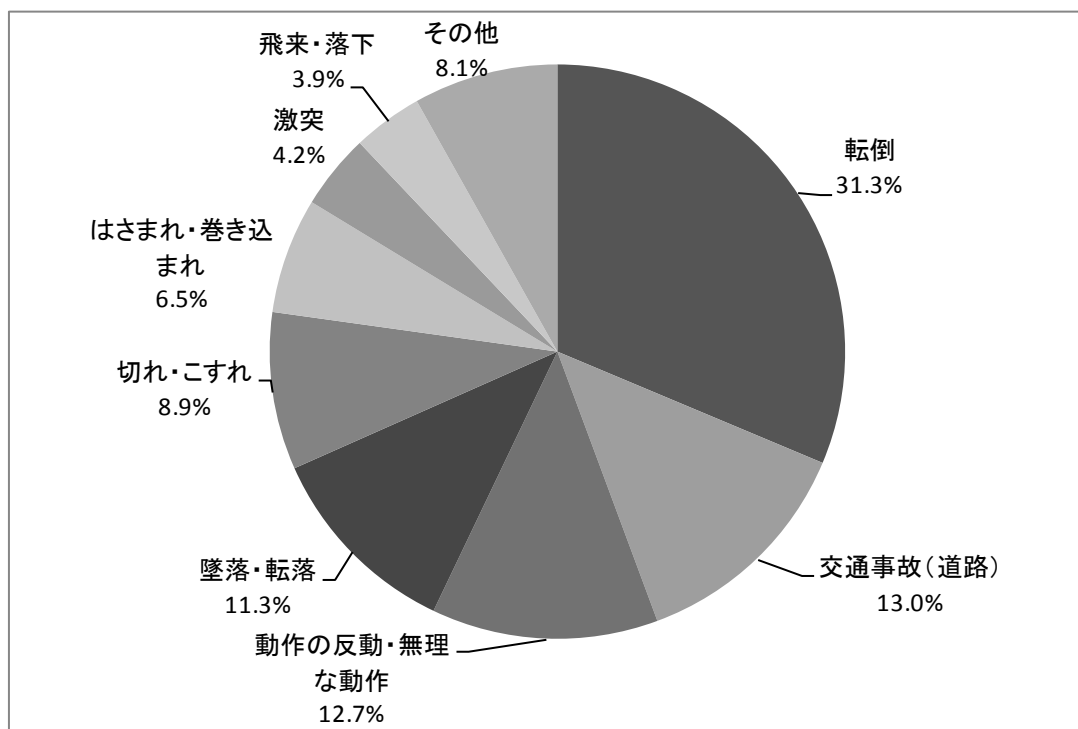
図1 業種別の労働災害発生状況の推移



(備考) 小売業の件数の下の ( ) の数値は全産業に占める小売業の割合を示しています。  
 (出所) 厚生労働省「労働者死傷病報告」 (以下の図も同様)

- 小売業での労働災害（休業4日以上）の類型では、「転倒（つまずき、すべり）」が3割以上（31.3%）と最も多く、次いで、「交通事故（道路）」（13.0%）、「動作の反動・無理な動作（腰痛など）」（12.7%）、「墜落・転落」（11.3%）、「切れ・こすれ」（8.9%）の順に多くなっています。

図2 小売業の労働災害の型別発生状況



○小売業店舗における労働災害事例

事故型	発生状況	年齢	性別	経験	休業見込
転倒	店内惣菜作業場で作業中、床に足を滑らせた際に手をつき、手に体重がかかり負傷した。	54	女	30ヶ月	3週
	店と作業場の間の通路で、作業場から店内に商品確認をするために向かっている途中、店内に入る手前の下り坂の通路で滑り、体が後ろ向きに転倒し、足を負傷した。	43	男	2年	6ヶ月
	弁当を入れたコンテナ(約5kg)を持って、配達作業を行っていた。両手でコンテナを抱えていたため足元が見えず道の段差に気付かずそのまま倒れた。その際、肘を強打し負傷した。	48	男	5年	2週
	店舗バックヤード青果作業場内において、品出し準備作業中に、店舗売場と作業場の往復の途中、誤って転倒し下半身を床に打ち付け負傷した。	55	女	10年	60日
	ゴミ捨てに行くため、片手にゴミ袋を持ってバックヤード通路を歩いている際、掃除のあとの水気を吸い取るために置いていたダンボールにつまずき転倒。手と、足を負傷した。	55	女	2年	90日
	出勤時に店舗正面出入口を通ってきたところ、敷いてあったマットが一部めくれており、そこに足を引っ掛けて転倒した。その際、手で身体を支えたため手を負傷した。	64	女	17年	42日
動作の反動、無理な動作	売場内において、展示品を入れる箱を持ち上げようと思い、膝を曲げずに腰だけ曲げて力を入れようとしたところ、腰に激痛が走り動けなくなった。	36	男	6ヶ月	1週
	バックルームで返品商品を載せたカートラックから荷物を降ろす際、背伸びして上に積んである大きくて重い荷物(約30kg)を背伸びして無理な体勢で受け止めたことから、腰をひねった。	34	女	3ヶ月	3ヶ月
	1階食品売り場にて日替わり商品の味噌(1ケース10個入り、11.5kg)を2ケース(23kg)を同時に持って、中腰で右側から左側へ場所を移そうとしたとき、腰を痛めた。	19	男	3年	5日
墜落、転落	インテリア商品(クッション)をバックヤード棚より降ろす際に、脚立から足を滑らせ落下し、足を床に強打し負傷した。	39	女	3年	1ヶ月
	日用品(洗剤単品)を陳列棚に補充している際、のっていた踏台(アルミ製、高さ60cm)上より身体のバランスをくずして転倒し、床に頭部、腰部を打ち負傷した。床はコンクリート上に樹脂床材を張ってある。	44	女	7年	42日
	帰宅のため、2階更衣室から1階に降りる際、残り2~3段目で足を踏み外し、足を負傷した。	29	女	1年	3週
激突	日配のバックルームより、ミニキャリーに牛乳や、ドリンクを乗せて後より押して売場へ品出しをしていたところ、ミニキャリーに足をぶつけ、転倒して、手を強打し負傷した。	56	女	18年	6週
	商品を台車に乗せ、バックルームから売場に向かう途中、スイングドアを開けて商品を出そうとしたところ、ドアが閉まって来たので、慌てて台車を引くと、それが足の指に乗り、負傷した。	47	女	1年	2ヶ月

- 労働災害（休業4日以上）を年齢別にみると、「60歳以上」が件数、構成比とも増加しており、平成22年には2,583件と小売業全体の労働災害の21%を占めるに至っています。
- 年齢別の類型別発生状況では（平成22年）、年齢が上がるに従って「転倒」の割合が大きくなり、60歳以上では「転倒」が44.2%に上っています。

図3 小売業の労働災害の年齢別発生推移

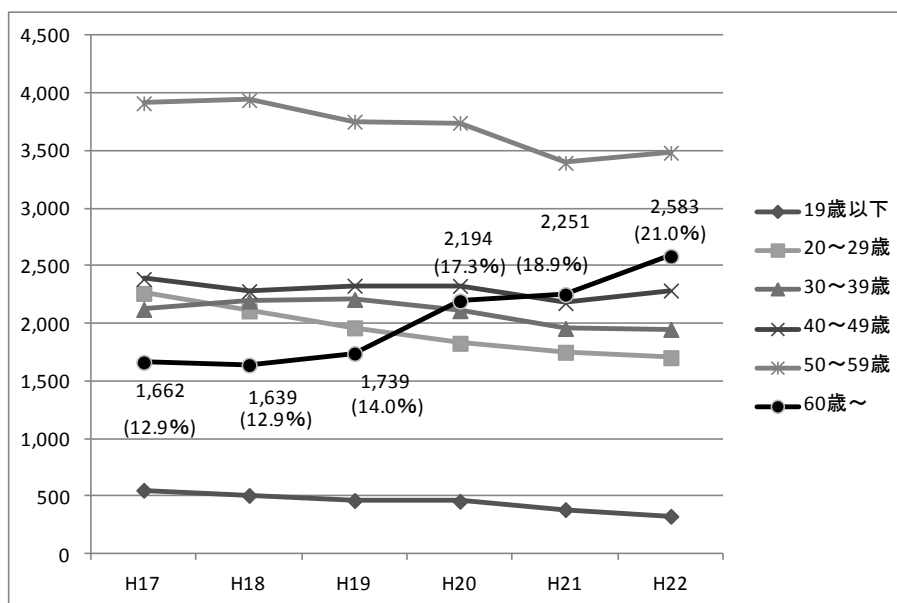
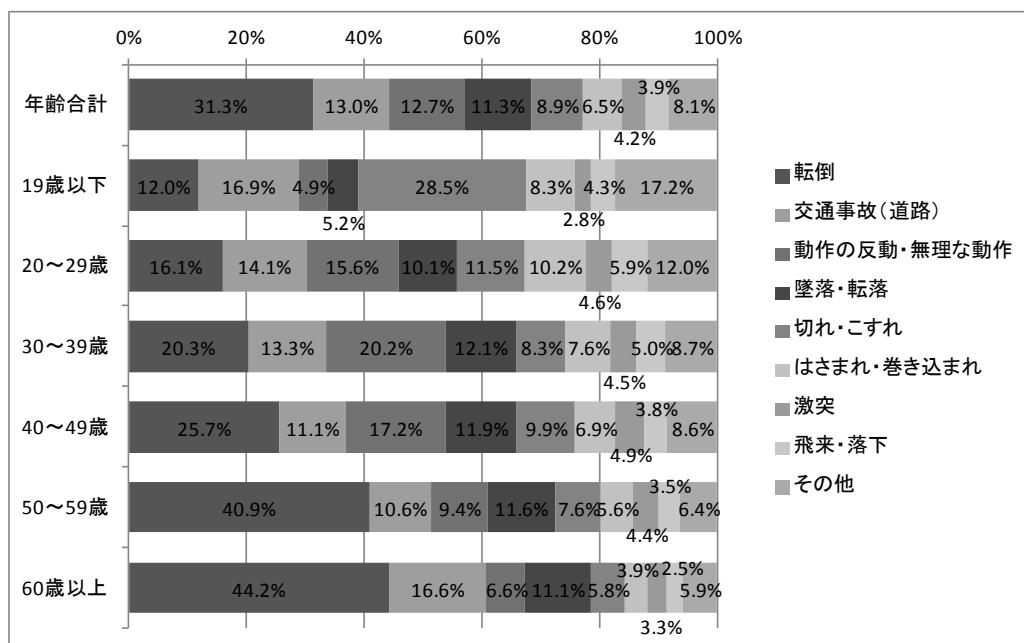


図4 小売業の労働災害の年齢別にみた類型別発生状況（平成22年）



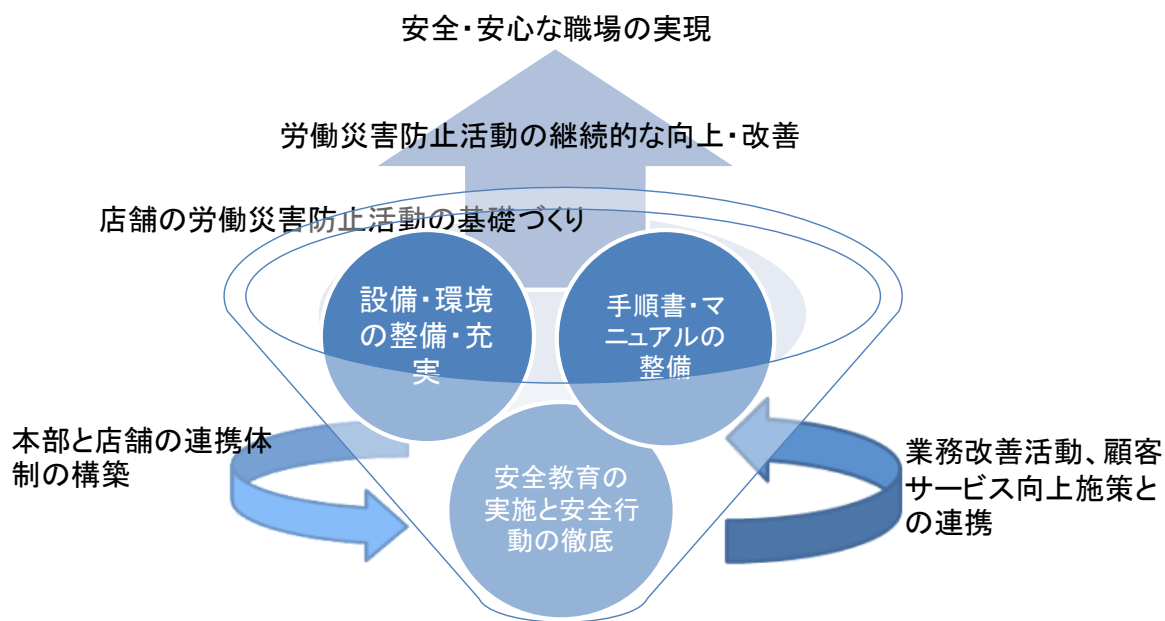
## 2. 小売業における労働災害の特徴

- 労働災害発生状況のデータをみると、小売業での労働災害防止活動が製造業や建設業と比較して遅れているのではないかと危惧されます。
  - 小売業店舗で次のような状況があれば、労働災害防止活動への積極的な取り組みが必要です。
- ① 不安全な行為であるのに、見過ごされている可能性がある。
- 解決に向けて本格的な取り組みが必要です。
    - (例1) さっき、同じ階段を降りたときには何も起きなかったのに、今回は踏み外してしまった。
    - (例2) いつもと同じように荷物を運んだのに、今回、腰痛になってしまった。
- ② 労働者の労働災害発生への意識は低くなりがちになる。そのため、ちょっとした気のゆるみや不注意が労働災害発生のきっかけになる。
- 従業員の労働災害発生への意識が低くなっていると考えられるので、意識を高めるための具体的な活動が求められます。
    - (例1) 私がつまずいて転倒するなんて、考えられない。
    - (例2) ちょっと考え事をして歩いていたら、濡れた床面で滑ってしまった。
- ③ 自店舗だけでは、労働災害発生の特徴や原因を分析し、効果的な対策を立てることが難しい。事故を起こした労働者の不注意のみが原因であると判断しやすい。
- 労働災害防止活動を経営トップを先頭に全社的に取り組むことが必要です。
    - (例1) 年に1回程度、労働災害が起きるが、毎回、労働災害の種類（事故の種類）も異なっており、防止対策をどう立ててよいのか分からない。
    - (例2) これまで、こんな事故は起きていないので、事故の原因はあの人の不注意が原因だ。

### Ⅲ 小売業における労働災害防止活動のポイント

- ここでは、これまで整理してきた小売業の労働災害の特徴を踏まえて、小売業店舗の労働災害防止活動をどう効果的に進めていけば良いのかのポイントを示します。
- 店舗の労働災害防止活動の基礎を構築し、持続的な向上・改善を実施することにより、安全・安心な職場の実現が達成できます。

安全・安心な職場の実現のためのポイント（概念図）





## ポイント① 店舗の労働災害防止活動の基礎づくり

- 「設備・環境の整備・充実」、「手順書・マニュアルの整備」、「安全教育の実施と安全行動の徹底」が『労働災害防止活動の3要素』として、店舗の労働災害防止活動の基礎になります。

### ○設備・環境の整備・充実

- 労働災害が発生しにくい（不安全行動が生じにくい）設備の導入や環境の整備を行います。
  - (例1) 荷台の高さを揃えることで、商品の積み替え、陳列時に腰に負荷がかかりにくくする
  - (例2) 階段の上2段・下2段に色を塗り、階段を踏み外さないよう注意を促す。

### ○手順書・マニュアルの整備

- 設備や道具の利用方法、商品や什器の整理整頓、店舗内での従業員の安全行動の促進・徹底に関する手順書・マニュアルを整備し、徹底させます。
  - (例1) カッターや包丁を安全に使うための手順書
  - (例2) バックヤードでの商品の積み方・整理整頓方法のマニュアル（カートなどの動線の確保、労働災害が発生しにくい方法での商品の運搬）。
  - (例3) 店舗内の床が濡れていた際にどう対処するかの方法。

### ○安全教育の実施と安全行動の徹底

- 労働安全に関する知識や労働災害情報の周知、安全教育の実施などを通じて、従業員に安全行動を徹底させます。
  - (例1) 店長・副店長、各部門長に対しては、年に一回の安全教育を実施
  - (例2) 店舗の安全衛生委員会にパート・アルバイトの従業員も参画し、職場安全の推進役になってもらう

## ポイント② 店舗の労働災害防止活動の継続的な向上・改善の実施

- 小売業の店舗における労働災害は、店舗ごとに見ると必ずしも頻繁に発生しているわけではないため、労働災害防止活動を継続することは困難になりがちです。労働災害防止活動の効果を高めるには、持続的な向上・改善のための『推進力』が必要となります。
- 「本部と店舗の連携体制の構築」、「業務改善活動・顧客サービス向上策との連携」の二つを『推進力』として、労働災害防止活動を継続的に向上・改善していけば、安全・安心な職場の実現につながります。

### ○本部と店舗の連携体制の構築

- 第一の『推進力』として、本部と店舗の連携体制の構築があります。
- 店舗での労働災害防止活動の主体は店舗ですが、その活動を支える役割を本部・本店が積極的に果たし、店舗での労働災害防止活動を効率的・効果的に進めることができます。  
本部と店舗の役割・活動内容については、後で詳しく示します。

### ○業務改善活動、顧客サービス向上策との連携

- 第二の『推進力』として、業務改善活動と顧客サービス向上策に、労働災害防止活動を連携させることがあります。
- 小売業では、業態の変化、競争環境激化などが続いているため、業務改善活動によって店舗の効率性・生産性を高めることや、顧客サービスの向上策を進めることによって売上の増加につなげることが重要になっています。
- こうした業務改善活動や顧客サービス向上策は、職場の労働安全活動の推進と、内容面でも重なる部分が多く、相乗効果を生み出す可能性が高いといえます。
- 一方で、労働災害防止活動の観点から、これまでの業務改善活動や顧客サービス向上策を見直すことも必要です。

## Ⅳ 小売業における安全衛生管理の体制づくり

- ▶ 従業員の安全と健康を守り、労働災害を防止するため、法令に基づき、事業者は、安全衛生委員会の設置や安全管理者の選任など、職場の安全衛生管理体制を整備する必要があります。

### 1. 法令で定められた小売業における安全衛生管理体制

#### (1) 安全衛生管理体制の構築（委員会等の設置、安全管理者等の選任）

- ▶ 小売業の店舗での労働安全活動の「推進」は店舗が主体となります。それを本部（あるいはエリア本部）がサポートすることが必要です。
- ▶ 安全管理者の選任、安全委員会の設置などが、法令で定められています（業種や従業員の人数によって選任、設置義務が異なります）。

#### ○本部と店舗の役割・活動内容の概要（※1）

	店舗	本部
体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 店舗（職場）の安全衛生管理体制（安全衛生委員会など）を整備</li> <li>● メンバーとしては店長、副店長など、店舗での労働安全の統括責任者の他、業務改善、顧客対応担当者が参加。その他、従業員側からも参加（パート・アルバイトの参加も望ましい）（※2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全社としての安全管理衛生体制（本社安全衛生委員会（※3）など）の整備</li> <li>● メンバーとしては、全社での労働災害防止担当部門責任者の他、業務改善、顧客サービス向上等の担当部門の責任者、労働組合専従者など全社としての従業員代表者</li> </ul>
主な活動 ※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本方針、年間計画に沿った店舗での労働災害防止活動の実施</li> <li>● 採用者、管理者等、店舗での従業員への安全教育の実施</li> <li>● 全社的な事故情報を踏まえた労働災害防止活動の店舗展開</li> <li>● 労働災害発生時の現場対応、労災報告の作成（原因分析、対応策検討、等）</li> <li>● 業務改善、顧客対応と連携した店舗での活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働災害防止活動の基本方針、年間計画策定、および、それらの推進と総括・課題抽出</li> <li>● 安全教育計画策定・推進</li> <li>● 全社的な事故情報の収集・分析・課題の抽出と店舗へのフィードバック</li> <li>● 店舗からの労災報告のチェック、改善指導</li> <li>● 業務改善部門、顧客対応部門との連携による労働災害防止活動の変更・推進</li> </ul>

※1 ここでは、労働安全に関することに限りました。

※2 安全衛生管理体制については、法令に沿った組成作りが必要です（次ページ参照）。

※3 法令では「本社安全衛生委員会」という用語はありませんが、職場の労働安全を管理運営する組織として、（労働衛生管理を含めて）この名称の委員会を設置している事業者が多くみられます。

○店舗における安全管理者等の選任、安全衛生委員会等の設置義務

業種	従業員数(社員、パート・アルバイトなど)	委員会の設置※1	管理者の選任※2
各種商品小売業(百貨店、総合スーパー等)、家具・建具・什器小売業、燃料小売業	常時 10 人未満		選任義務なし
	常時 10～49 人		安全衛生推進者
	常時 50 人以上		衛生管理者 産業医 安全管理者
	常時 50 人未満	設置義務なし	
	常時 50 人～99 人	衛生委員会	
	常時 100 人以上	安全委員会 衛生委員会 もしくは、両方を兼ねる 安全衛生委員会	
その他の小売業(食品スーパー、専門店等)	常時 10 人未満		選任義務なし
	常時 10～49 人		衛生推進者
	常時 50 人以上		衛生管理者 産業医
	常時 50 人未満	設置義務なし	
	常時 50 人～99 人	衛生委員会	
	常時 100 人以上	衛生委員会	

※1 労働者数が 50 人未満の事業者など、委員会の設置義務のない事業者も、安全または衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません。

安全委員会および衛生委員会それぞれの設置に替えて、安全衛生委員会を設置することができます。

※2 法定での選任対象外店舗においても、事業所の安全活動推進の観点から、選任している事業者もあります。

○安全衛生委員会の要件

委員の構成	① 総括安全衛生管理者または事業の実施を統括管理する者等（1名） ② 安全管理者 ③ 衛生管理者 ④ 産業医 ⑤ 労働者（安全に関する経験を有する者）※
調査審議事項	① 安全衛生に関する規程の作成に関すること。 ② 危険性又は有害性などの調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること。 ③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること。 ④ 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。 など
その他	① 毎月 1 回以上開催すること。 ② 委員会における議事の概要を労働者に周知すること。 ③ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを 3 年間保存すること。

※ ①以外の委員については、事業者が委員を指名することとされています。なお、この内の半数は、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合（過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名しなければなりません。

○店舗における労働災害防止活動の運営組織（安全衛生委員会など）の在り方

- 運営組織のメンバーには、店長を筆頭に、副店長などの管理職、部門のリーダー、およびパート・アルバイトを含む従業員を加えることが望ましいといえます。特に、現場の従業員を含めることは、安全活動への参加意識を高めると同時に、現場の感覚が取り組みに反映される利点があります。
- 本部・本社やエリアの労働安全担当者が参加すると、全社での取り組みや、店舗情報の吸い上げ、情報共有などがしやすくなります。
- 業務改善（職場改善）の担当者（店舗、本部・本店・エリア）が参加すると、労働災害防止活動が、職場改善（業務改善）、食品衛生管理などの活動との間で相乗効果が発現されやすくなります。
- 具体的には、以下のようなメンバー構成と役割が考えられます。

構成員	安全衛生委員会での役割
店長	店舗の労働安全管理体制の統括責任者
副店長	災害防止活動の推進の実務上の責任者、リーダー
店舗・各部門の長	各部門での労働災害防止活動の責任者、推進者
店舗・各部門の従業員 (従業員代表者)	各部門での労働災害防止活動の実行者、他の従業員の牽引役 店舗の労働者の代表（パート・アルバイトからの選出も有効）
本部・エリアの労働安全 担当者	本部や・エリアの労働安全推進との連携役
本部・エリア・店舗の業 務改善、顧客サービス担 当責任者	業務改善活動や顧客サービスに関連する取り組みとの連携

## ○本部における労働災害防止活動の推進組織の在り方

- 店舗での労働災害防止活動を支援するために、本部・本店において推進組織を作ります（「本部の労働安全衛生委員会」といった名称が多くみられます）。
- 推進組織のトップ（人事部長など）は、経営層と情報交換を通じて、全社の労働災害防止活動を推進していけるだけの役職・職位にある人材が望ましいです。
- 具体的には、以下のようなメンバー構成と役割が考えられます。

構成員	本部の労働安全衛生委員会での役割
人事部門長	全社としての労働安全管理体制の統括責任者
労働災害担当責任者	災害防止活動推進の実務上の責任者、リーダー
従業員代表者（労働組合専従者等）	全社的な労働者の代表
エリア（地域）労働災害担当者	（エリアごとに管理・運営するような大きな事業者の場合） エリアの労働災害防止活動の責任・担当者
エリア（地域）従業員代表者	（エリアごとに管理・運営するような大きな事業者の場合） エリアの労働者の代表
業務改善、顧客サービス担当部門の責任者	業務改善活動や顧客サービスに関連する取り組みとの連携

- 店長や副店長経験者を本社・本部の関連組織に異動させるなどの積極的な人材交流を行い、本社・本部での労働災害防止に対する意識・活動を変えてきた事業者の例もあります。

## ○全社的な労働災害防止活動の推進における経営トップのリーダーシップの重要性

- 労働災害防止活動を全社的に推進する上では、経営トップが店舗の労働安全を高めることへの強い意識が非常に重要です。
- 事業者の中には、店舗の労働災害をなくすために、経営トップが率先して具体的な体制作り（例えば、安全管理室の設置）を行ったところもあります。

## (2) 安全管理者の選任と教育

### ○安全管理者に関する主な法令

#### ○安全管理者の職務（労働安全衛生法第11条）

- 安全管理者は、次の業務（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）のうち安全に関する必要な技術的事項の管理をしなければなりません。また、作業場などを巡視し、設備、作業方法などに危険の芽があるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。
  - ・ 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
  - ・ 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること
  - ・ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
  - ・ 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること
  - ・ 上記に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な次に定める業務
    - ① 安全衛生方針に関する表明
    - ② 危険性・有害性等の調査（「リスクアセスメント」）およびその結果に基づく措置に関すること
    - ③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること

#### ○安全管理者の専属（労働安全衛生規則第2条）

- 安全管理者は原則として、専属の者（その事業場に勤務している人）を選任しなければなりません。2人以上選任する場合で、その中に労働安全コンサルタント※がいる時は、そのうち1人については専属の者でなくてもかまいません。

※労働安全衛生法82条に基づく労働安全コンサルタント試験（国家試験）に合格した者で、厚生労働省に備える労働安全コンサルタント名簿に登録した者（同法84条）。労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業務とする（同法81条）。

#### ○安全管理者の選任時研修（労働安全衛生規則第5条）

- 新たに安全管理者に選任された者は、その職務を的確に遂行する実務能力を担保するために、労働安全衛生法令に基づく一定の教育を受ける必要があります。

### ○安全管理者の教育と資格取得

- 安全管理者の選任が必要な事業所では、新たに安全管理者に選任された人に対して、その職務を的確に遂行する実務能力を養うために、労働安全衛生法令に基づく一定の教育を行う必要があります。
- 安全管理者の選任が必要ではない事業所においても、店舗での安全管理を推進するために、店長や職場の安全担当責任者などに対しても同様の実務能力を養う機会があるとよいでしょう。
- 一定の役職以上の従業員全員に対して資格取得を奨励している事業者もみられます。

## 2. 店舗における安全衛生活動の計画的な推進

### (1) 年間の安全衛生推進計画を策定

- 店舗での労働災害防止のためには、まず年間の安全衛生推進計画を策定する必要があります。
- 小売業事業者の多くは、本部の労働安全担当組織が主体となって、全社的な労働災害防止活動の基本方針と基本計画を年度ごとに立案しています。
- 各店舗の安全衛生委員会では、全社の基本方針と計画に沿いつつ、自店舗の労働災害の現状や特徴、解決すべき課題を把握した上で、店舗独自の計画を立案し、担当者の役割分担を決め、それぞれの取り組みを推進しています。

### ○安全活動の基本方針と推進計画

#### ○基本方針と取り組み内容（例）

- 労働災害防止についての取り組みの継続・定着
  - リスクアセスメントの実施：個別店舗の支援、労働災害発生店舗での実施
  - リスクアセスメント定着に向けた講習会の継続的な実施
- コンプライアンスの徹底と従業員・職場の安全衛生管理の向上を目指した環境整備
  - 各月の安全衛生委員会で共通の議題を設定し、各店舗に対応した取り組みを促進する。
  - 安全管理者資格を取得していない新規配属店長・副店長に対し、資格の取得対策を実施。また、衛生管理者についても2名体制をとり、さらなる職場の環境改善を図る。

#### ○年間安全衛生推進計画（各店舗での検討・実施事項の例）

実施項目	実施時期・強化月間
安全衛生委員会の開催	毎月1回
衛生管理者による職場パトロール	毎週1回事業場内をチェック
安全衛生委員会議事録内容の確認	毎月：随時実施
年間安全衛生推進計画の作成	3月：本部において作成
雇い入れ時の安全衛生教育の実施	随時
安全管理者選任時研修の受講・実施奨励	9月、3月
労働災害発生店舗における、リスクアセスメントのリスク再見積もり、実効性あるリスク低減措置の検討実施	対象店舗において実施 本部は支援、教育の強化を実施



## (2) 安全衛生委員会を開催し、店舗での労働災害防止活動を推進

- 安全衛生委員会を設置している店舗では、毎月一回委員会を開催する必要がありますので、こうした機会を捉えて、店舗の労働災害防止活動を推進していくとよいでしょう。
- 多くの事業者では、本部が毎月の店舗での安全衛生委員会の議題を決め、各店舗は、その議題について状況に応じた労働災害防止活動を展開しています。
- 従業員 50 人未満の店舗の場合も、労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしてください。

### ○安全衛生委員会の役割

#### ○安全衛生に関するルール作り

- 管理者等の選任
- 委員会等の設置
- 安全衛生教育に関すること
- 事業場内の安全の確保、職場環境の整備に関すること
- 健康の保持増進に関すること

#### ○事業場全体・職場の状況確認

- 事業場の安全衛生管理の状況について、情報収集して改善を検討する

#### ○安全衛生管理の計画作成

- 事業場の安全衛生管理に必要な事項を、年間を通じて確実に実施するための計画を立てる

#### ○安全衛生管理の計画の実施状況を確認

- 活動の状況を管理し、必要なことが実施できたか、その内容がどうだったかを確認する
- 確認結果をもとに、今後レベルアップするためにどのような改善が必要かを検討し、次の計画策定に活かす

○安全衛生委員会での検討議題の例

- 今期の安全管理体制・活動の再確認、実施項目の周知徹底
- 既存の労働災害防止対策の徹底について
- リスクアセスメント（実施一覧表）の確認および実施（労働災害が発生した店舗必須）
- 雇い入れ時の教育
- 職場巡視
- 繁忙時の労働安全防止対策
- 年末商戦に向けた職場巡回のチェック強化（商品の高積みなどの危険箇所の確認および改善）
- 作業機械・器具の安全点検
- 救急箱の確認
- 交通安全対策（飲酒運転含む）
- 作業方法の改善

（参考：衛生関係その他）

- 衛生管理体制の確認
- 快適な職場環境作りについて
- 体調管理対策
- メンタルヘルス対策
- 食中毒防止のための商品衛生管理
- 熱中症対策（屋外での作業、揚げ物などの調理、など）
- 計画的休暇取得について
- セクハラ・パワハラについて
- インフルエンザ対策
- 労働時間改善 等

### 3. 本部による全社横断的な労働災害防止活動の推進・支援

#### (1) 労働災害情報の収集と分析

- 小売業の店舗での労働災害を効果的に防止するために、各店舗で発生している労働災害情報を随時、収集・分析（データベース化）することが望まれます。
- 収集・分析（データベース化）にあたっては、必要な情報を一定のフォーマットで整理・共用することで、直近に発生した労働災害の情報をいち早く各店舗の労災担当者が閲覧でき、同様の労働災害の発生を未然に防ぐことにつながります。

#### ○データベース化の意義

- 直近に発生した労働災害の情報をいち早く各店舗の労災担当者が閲覧でき、同様の労働災害の発生を未然に防ぐことにつながります。  
(例) 他店舗で、転倒災害が続いて発生したと聞いた。自店舗での発生防止に役立つ防止策の情報はないだろうか。
- 店舗で労働災害が新たに発生した際に、過去の同様の労働災害の発生状況を検索し分析することにより、防止策の検討の参考になります。  
(例) 当店で初めて冷凍庫の前で転倒災害が起きてしまった。他店舗ではどんな防止策をとっているのだろうか。
- 本部の労働災害担当部門では、全店舗の労働災害のデータから、直近に発生している労働災害の特徴を分析して、全店舗にいち早く横展開することにより、労働災害防止策の推進につなげることができます。
- 労働災害の種類・内容ごとに、こういった属性の従業員が労働災害を被ったかを分析することにより、特定の属性を持つ従業員にターゲットを絞った防止対策が可能となります。  
(例) 最近高齢者が災害に遭うことが多いようだが、こういったケースが多いのだろうか。

#### ○労働災害の分析に用いる項目（例）

- |                |         |
|----------------|---------|
| ● 店舗名          | ● 勤続年数  |
| ● 年月日          | ● 負傷部位  |
| ● 曜日           | ● 事故の種類 |
| ● 時刻           | ● 起因物   |
| ● 所属部門         | ● 発生場所  |
| ● 雇用形態などの属性、職位 | ● 事故の内容 |
| ● 性別           | ● 休業見込み |
| ● 年齢           |         |

## (2) 労働災害分析を基に、業務改善などを展開

- 労働災害が発生したときには、根本的な原因を突き止め、対策をとる必要があります。対策には、
  - 設備・器具の改良（防護柵の取り付け、交換、など）
  - 作業マニュアル・手順書の改良・改定
  - 教育・研修の実施・内容改定などが考えられます。
- これらの対策は、業務改善（後述する4S活動など）の見直しとも関連し、営業部門・総務部門など業務改善担当部門とともに実施することが求められます。
- その際、店舗の労働災害防止の観点から、本部が業務改善の推進をリードすることが重要になります。
- 多くの部門が一体となった業務改善を労働災害防止の観点から推進するためにも、その前提として、労働災害のデータを用いた分析が必要といえます。

## (3) 店舗やエリアの安全衛生委員会の活性化

- 事業者の中には、一定の地域（エリア）に含まれる複数の店舗によるエリア労働安全衛生委員会を設けているところがあります。その委員会は、現場の感覚と経営の感覚の両方を持つ店長が中心となって、互いの情報交換を通じて具体的な労働災害防止策を検討するなど、全社レベルでも労働災害防止活動の要の組織となっています。
- 小売業の本部は、安全衛生委員会での検討項目の提示、関連資料の提供、議事録の収集、他店舗・他エリアへの重要施策の展開などを通じて、店舗やエリアでの労働災害防止活動を活性化（支援）する役割が期待されます。

## (4) 労働安全衛生教育の充実

- 小売業の本部は、労働災害情報、効果的な労働災害防止策などを全社的に収集し、それらを踏まえて、全社的な労働安全衛生教育の充実を図ることが期待されます。

## V 小売業における労働災害防止活動の推進

小売業店舗における労働災害防止活動の代表的なものに、「4 S活動」と「リスクアセスメント」があります。

### 1. 4S活動の実施

- 「4 S（整理・整頓・清掃・清潔）活動」は、店舗の環境を安全・安心なものとするための重要な活動です。これにもう1つのS「しつけ」を加えて、「5 S活動」という場合もあります。
- 店舗での4 S活動は、定物定位（定められた物を定められた場所に置くこと）を進めること、転倒（つまずき、滑り）、転落、作業の反動（腰痛）などの労働災害防止に役立ちます。

小売業店舗での4 S活動のポイント	
整理	<ul style="list-style-type: none"><li>● 不要なものが必要なものを分別し、不要なものは捨てる</li><li>● 通路や作業場において、安心して作業できるスペースを確保する</li></ul>
整頓	<ul style="list-style-type: none"><li>● 必要なものは、誰でもすぐに探し出せるようにする</li><li>● 無駄・無理な動作や姿勢をせずに作業や運搬ができるようにする</li></ul>
清掃	<ul style="list-style-type: none"><li>● ゴミや汚れのない状態にする</li><li>● 床面の濡れ、油汚れなどをなくすことで、滑りによる転倒などを防ぐ</li><li>● 利用する道具・設備をいつも使いやすい状態にする</li></ul>
清潔	<ul style="list-style-type: none"><li>● 整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保する</li><li>● 安全で快適な店舗を維持する</li></ul>

#### ○ 4 S活動の意義・目的

- 店舗の労働災害防止（労働安全推進）にとって有益
- 業務効率（生産性）の向上
- お客様にとって安全・安心な店舗環境の向上
- サービスの品質向上

#### ○ 4 S活動実施にあたってのチェックポイント

- 商品の流れ、情報の流れを踏まえた、効率的・効果的なレイアウトになっているか
- 異常か正常かが一目で分かる配置になっているか（内容が見える、同じものは1カ所に、置く場所は固定）
- 作業目的に合った設備・什器・器具を使用しているか
- 作業が最小限で済むように什器などを配置しているか
- 効率的な従業員の動線（商品の流れ、陳列）が確保されているか
- 各種手順はマニュアル化されているか

## ○ 4 S 活動への参加者

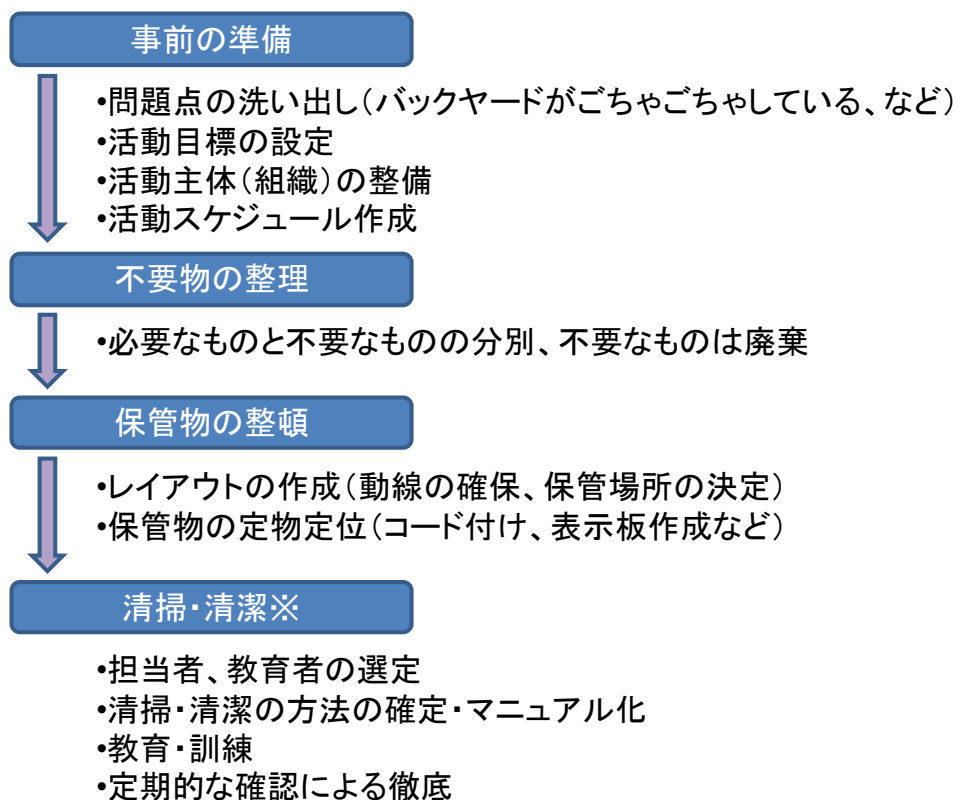
- 労働災害防止の担当（職場の安全衛生管理の向上の観点から参加）
- 業務改善活動の担当（営業部門や総務部門であることが多い）
- 店舗の多様な労働者（労働災害防止の意識の醸成にも寄与）

## ○ 店舗で働くさまざまな従業員が 4 S 活動に参加する意義

- 店舗における問題点の発見、解決策の検討・実施、改善の効果検証などに、現場のさまざまな従業員の経験や視点を生かすことができます。
- より多くの従業員が労働災害防止活動に参加することで、職場全体の労働安全への意識が高まります。

### （1） 4 S 活動の進め方

➤ 小売業店舗での 4 S 活動は主に以下のように進めます。



※ 小売業店舗では、お客様との接点が多いこと、衛生環境の維持が必要なことから、日常的な清掃による清潔な環境維持が不可欠です。そのため、ここでは、清掃・清潔は一つにしています。

清潔な状況を保つための教育・訓練、および定期的な確認による徹底については、5 S 活動「しつけ」部分にも相当します。

## 事前の準備

- 4 S活動を進めるにあたっては、事前の準備が非常に大切になります。

### ○4 S活動の事前準備のポイント

	主な内容	
課題の整理	● 商品の流れ、人の流れ、情報の流れ、コミュニケーションなどの課題の洗い出し	
目標設定と共有	● 活動後の姿の設定・明示（見える化、数値化）※1 ● 従業員への目標、活動の意義などの説明・共有	
計画作成	● 具体的なスケジュールなどの策定、調整	
役割分担	店長	活動の調整、従業員への周知、定着のための指導 など※2
	副店長	全体管理・調整の責任者
	各部門の4 S活動責任者	各部門の4 S活動の計画立案、作業の指導、教育・巡回活動
	各部門担当者	現場作業
	本部の4 S活動担当者	全体の助言
	その他	不要物の廃棄、店内工事 など

※1:活動後の姿については、整頓のところでポイントを示します。

※2:労働災害防止の観点から4 S活動を指導・調整します。

## (2) 整理

- 必要なものと不要なものを分別し、不要なものは廃棄します。

### (3) 整頓

➤ 効率的な業務体制を作る上で、どのように整頓するかは、最も重要なプロセスです。

#### ○4S活動での整頓のポイント

	主な内容
保管物の物量の計測と保管方法	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保管すべき商品・什器、設備・器具、道具の量がどれだけあるのか、どのように保管するかを検討しレイアウトなどを設計</li></ul>
物流・通路の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>● 効率的な商品の流れを決め、円滑に商品が流れるよう（人が安全に商品を運べるよう）、各種の保管物の配置を決定し、ラインテープなどで区域を設計</li><li>● その際、商品の仮置き場、在庫置き場、運搬に用いる台車置き場など、円滑な物流に必要な、定常時の配置場所を決定</li><li>● 保管物の配置場所の番地を決め、本来あるべきものとその置き場所が誰にでも一目で分かるよう、表示板の設置やラベルを添付</li></ul>
人の作業・流れの確保	<ul style="list-style-type: none"><li>● 商品の流れに沿って、従業員が効率的に作業できるよう、作業スペース、人の移動経路などを設計</li><li>● 作業スペースにおいては、安全・効率的な作業のために必要な道具を、必要な数量設置・配置</li></ul>
情報の流れ、コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"><li>● 商品や人の流れに合わせて、各種の情報の記録場所、伝達メモなどの保管場所・保管方法などを設計</li><li>● 従業員間の情報交換の場所なども検討</li></ul>
安全・効率的な設備・機器・器具の検討・配置	<ul style="list-style-type: none"><li>● 効率的な商品の流れ、安全で効率的な人の流れや作業のため、各種の器具の改善を実施（使いやすい台車、道具の設計など）</li></ul>



#### (4) 清掃・清潔

- 清掃については、効果的・効率的な方法を定め、また、清掃の担当者を決めます。

#### ○4S活動での清掃のポイント

	主な内容
清掃	<ul style="list-style-type: none"><li>● 清掃の手順の検討とマニュアルの作成（いつ、だれが、何を使って、どこをどうやって、清掃するかを決定）</li><li>● 清掃の実施状況を確認</li></ul>

- 清潔については、整理・整頓・清掃が行われた清潔な状態を日々、維持します。

#### ○4S活動での清潔のポイント

	主な内容
清潔	<ul style="list-style-type: none"><li>● 整頓・整頓・清掃の徹底（清潔）のために、点検表などを作成する。</li><li>● 点検表に沿って、日常点検、定期点検を実施</li><li>● 特に危険な箇所やケースにおいては、発見次第、清掃することをルール化（例：店舗の床の濡れ）</li><li>● 整理・整頓・清潔な状況を写真や言葉で説明し、従業員に周知するとともに清掃を徹底</li></ul>

- 以下では、参考として、4S活動の一環として行う職場の巡回チェックの項目例を示しています。

#### ○安全衛生巡回チェック

- チェックポイントに基づいて、定期的に「各部職場安全衛生推の担当者」が巡回します。
- 項目について、「チェックし、確認欄に『レ』」を記載。改善が必要な箇所については、「処置内容・状況」を作成・記入し、店舗の関連部署に連絡し、速やかに改善を図る。必要に応じて、改善処置後には「処置後の状況」を整理します。

○安全衛生巡回チェックポイント（例）

No	項目	確認欄
	<b>【安全管理】</b>	
1	商品ストックスペース、バックヤードの整理整頓がされ、作業スペースが確保されているか	
2	作業スペースの作業道具・器具は所定の場所に設置されているか	
3	階段・通路において、床面に破損箇所などの問題がないか	
4	階段・階段室内および階段に通じる通路上に物品を放置していないか	
5	倉庫の商品の高さが、社内規定の高さより高く積まれていないか（床面から〇m以上）	
6	倉庫の商品と、天井に設置されたスプリンクラーの間に、60 cm以上の間隔が確保されているか	
7	棚の高いところに商品をストックしている場合、幅木などを設けて落下防止に努めているか	
8	段ボール詰め決められた重さ以上の商品については、箱の表面に重量物表示をしているか	
9	折りたたみ式台車を通路に立てかけていないか、また、収納場所を確保しているか	
10	消防設備（消火栓・消火器など）の前に商品などを置いていないか	
11	商品・什器などが、シャッターの昇降、非常口の開閉を妨げていないか	
12	〇A機器・電気器具コード類は安全に配線されているか。つまづくような状態ではないか	
13	通路にはみ出して商品・台車を放置していないか（通路は壁面より〇m以上確保）	
14	脚立の転倒防止用の「開き止め」「すべり止め」が故障していないか	
15	売り場内の什器・備品は、安全かつ整然と設置されているか	
16	食品加工などの作業について、所定の用具が使用されているか	
	<b>【衛生管理】</b>	
17	バックヤード・事務所内の温度、湿度、照明などで異常箇所はないか	
18	バックヤード事務所などの換気口（吸込・吹出）に異常箇所はないか	
19	粉塵・騒音・排気ガスなどで著しく不快な箇所はないか	
20	分煙化は図られているか（喫煙専用場所の確保など）	
21	ゴキブリ・ダニなど害虫の発生箇所はないか	
22	ラット被害の発生、巣穴の発見はないか。残飯の処理はきちんとされているか。（ゴミ箱にふたをするなど）	
23	ゴミの分別回収は徹底されているか。エレベータ前ゴミ置き場は整理・整頓されているか。	

○処置内容・状況、処置後の状況

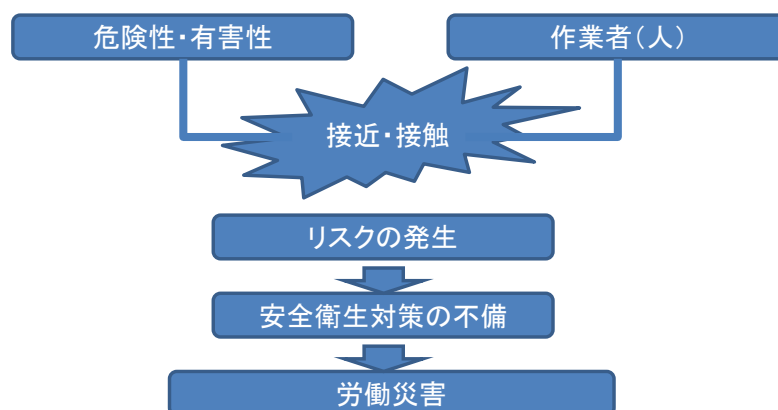
No	処置内容・状況	処置後の状況

## 2. リスクアセスメントの実施

### (1) リスクアセスメントとは何か

- リスクアセスメントとは、職場の潜在的な危険性・有害性を見つけ出し、これを除去、低減して、労働災害を未然に防ぐための手法です。
- リスクアセスメントでは、まず、作業における危険性または有害性を特定します。
- 次に、洗い出した危険性・有害性の作業について、労働災害の重篤度とその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせ、総合的にリスクを見積もり、そのリスクの大きさに応じて対策の優先順位を決めます。
- その上で、リスクの除去または低減措置を検討し、その結果から再度リスクを見積り、記録します。記録は全社的にノウハウとして蓄積され、類似の危険性・有害性があるリスクの低減策に役立てられます。
- 従来の労働災害防止方法は、発生した労働災害の原因を調査し、類似災害の再発防止策を確立し、各職場に徹底していくという手法が基本でした。しかし、災害が発生していない職場でも作業の潜在的な危険性や有害性は存在しており、これが放置されると、いつかは労働災害が発生する可能性（リスク）があります。リスクアセスメントは、これまでの経験則的な事後対策（後追い型）から予防手段（先取り型）へと発想を変えた安全衛生管理手法です。

### 危険性・有害性から労働災害へのメカニズム

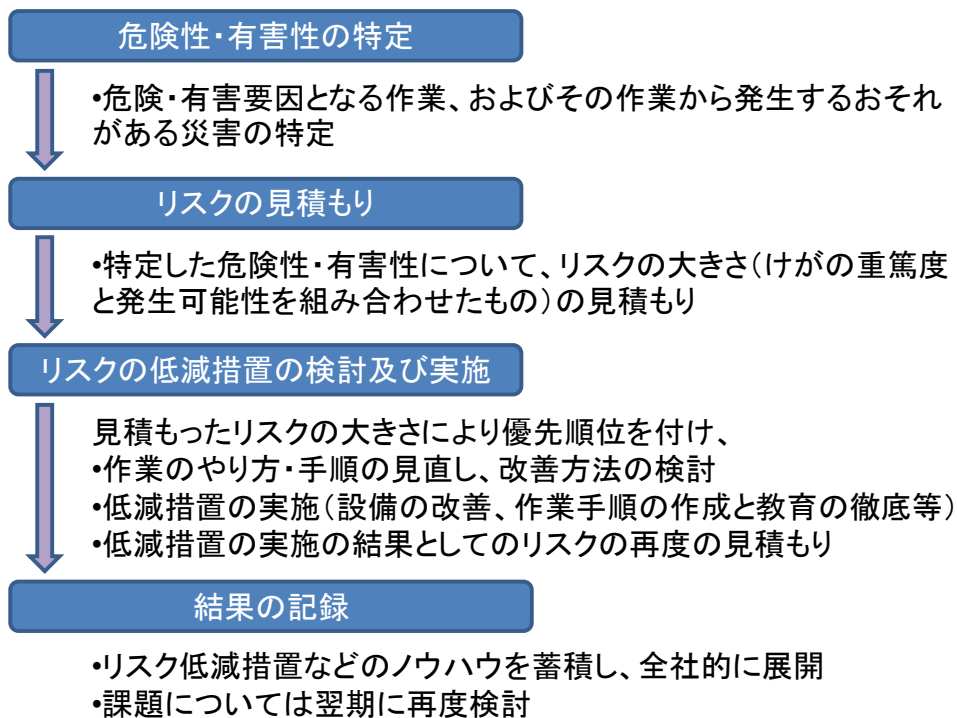


## (2) リスクアセスメントの実施の意義

- 小売業店舗での労働災害防止活動を効果的に進めるためには、店舗の労働災害防止活動の基礎を作り、継続的に向上・改善する施策の推進が欠かせません。(前述「Ⅲ 小売業での労働災害防止活動のポイント」を参照)
- 日常的・定期的な労働災害防止活動を継続的に向上・改善していくためには、リスクアセスメントの推進が望まれます。
- リスクアセスメントは、事故情報の収集、4S活動の推進、危険予知活動、ヒヤリ・ハット活動、個別の発生事故対策など、各種の労働災害防止活動を総合した取り組みともいえます。
- 各事業者では、これまでの活動の状況を踏まえて、リスクアセスメントの充実に取り組んでいくことが労働災害防止に効果的です。

## (3) リスクアセスメントの進め方

- リスクアセスメントは、次のような手順で行います。



#### (4) リスクアセスメントの実施

##### ① 危険性・有害性の特定

- リスクアセスメントの実施にあたっては、まず、作業における危険性または有害性を洗い出します。具体的には、使用する設備・機械や作業手順などに関する情報を収集し、その情報を基に危険性・有害性の特定を行います。

##### 1) 主に以下の情報を収集します。

- 取り扱いマニュアル、作業手順書
- 過去の労働災害の報告書
- ヒヤリ・ハット事例(※)
- 過去の安全衛生委員会等の議事録
- 従業員へのヒアリングなど

##### 2) 危険性・有害性の特定

- 収集した取り扱いマニュアル、作業手順書から、作業をわかりやすい単位で区分、洗い出しをする。
  - (例1) 冷凍庫内作業
  - (例2) 売り場と作業場の出入り作業
  - (例3) 鮮魚各種シール保管什器取り扱い
- その作業で発生する可能性のある災害を特定する
  - ・ 日常の仕事とは異なる目線、危険があるのではないかという目線で職場を観察
  - ・ 機械や設備は故障する、人はミスをすることを前提に作業現場を観察
- 労働災害に至る過程を記述する：「～なので、～して、～になる、～をする」といった表現で記述
  - (例1) 冷凍庫内の床面が凍り付いて滑り、転倒して腕を骨折する
  - (例2) 扉の対面に人が立っているのが分からないので、両側から同時に開閉すると手や体がぶつかる

##### ※ヒヤリ・ハット事例

事故や災害に至らなかったが、「ヒヤッ」とした、「ハッ」としたできごと

## ② リスクの見積もり

- 特定された危険性・有害性に対して、リスクの見積もり基準を基にリスクを見積もります。

### ○マトリックス法によるリスクの見積もり基準

#### 1) 負傷または疾病の重篤度の区分

重篤度（被災の程度）	被災の程度・内容の目安	
致命的・重大	×	死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの 休業災害（1カ月以上のもの）、一度に多数の被災者を伴うもの
中程度	△	休業災害（1カ月未満のもの）、一度に多数の被災者を伴うもの
軽度	○	不休災害やかすり傷程度のもの

#### 2) 負傷または疾病の発生の可能性の区分

発生の可能性	内容の目安	
高いか比較的高い	×	毎日頻繁に危険性または有害性に接近するもの かなりの注意でも災害につながり回避困難なもの
時々・可能性がある	△	故障、修理、調理などの非定型的な作業で危険性または有害性に 時々接するもの うっかりしていると災害になるもの
ほとんどない	○	危険性または有害性の付近に立ち入ったり、接近することが めったにないもの 通常の状態では災害にならないもの

#### 3) リスクの見積もり

			負傷または疾病の重篤度		
			致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○
い性発は負 の生疾傷 度可病ま 合能のた	高い・比較的高い	×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
	時々・可能性がある	△	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ
	ほとんどない	○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

#### 4) 優先度の決定

リスクの程度	優先度	
Ⅲ	直ちに解決すべきまたは重大なリスクがある	措置を講ずるまで作業停止する必要がある 十分な経営資源（費用と労力）を投入する必要がある
Ⅱ	速やかにリスク低減措置を講ずる必要のあるリスクがある	措置を講ずるまで作業を行わないことが望ましい 優先的に経営資源（費用と労力）を投入する必要がある
Ⅰ	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある	必要に応じて低減措置を実施する

## ○リスクの見積もりの際のポイント

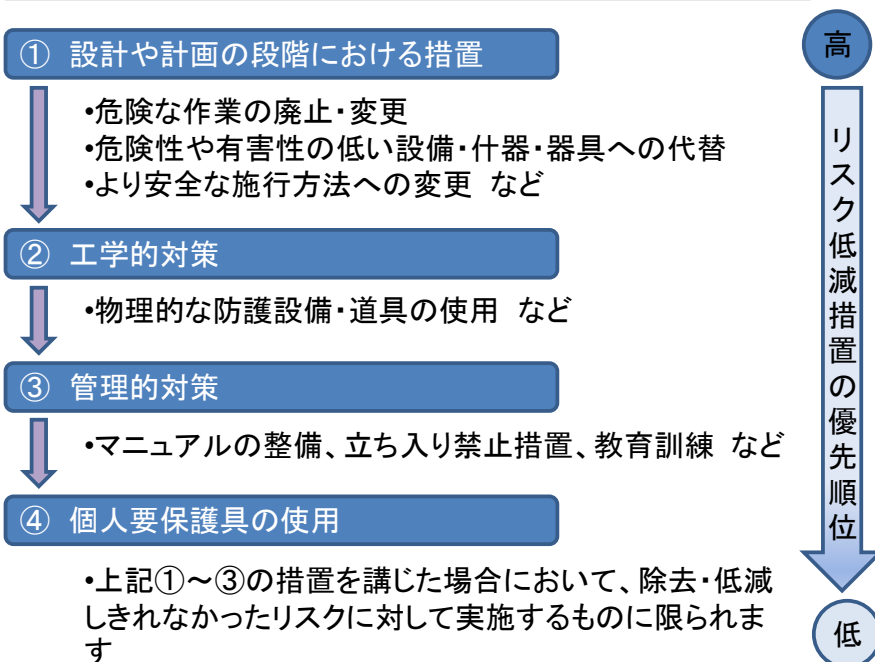
- 一人ではなく、グループで実施する（多様な観点があった方がより適切な見積もりができる）
- リスクの見積もりのリーダーは作業内容を最もよく知っている人がよい
- リスクの見積もりにあたっては、具体的な負傷・疾病を想定する
- 見積もり値がばらついていたときは、よく意見を聞いて調整する（決め付けない）
- 見積もりの値は平均点でもなく、多数決で決めるものでもない。グループで話し合い、合意の上で決定する（リーダーは、グループの意見を調整する）
- 見積もりの値は勘で決めるのではなく、合理的な説明の付くものではないなければならない
- 過去に発生した災害の重篤度ではなく、最悪な状況を想定した重篤度で見積もる

### ③ リスクの低減措置の検討と実施

- リスク低減措置は、法令で定められた事項がある場合には、それを必ず実施することを前提とした上で、以下に示す優先順位で実施します。

## ○リスク低減措置の検討および実施

最優先：法令に定められた事項の実施（該当事項がある場合）



○リスク低減措置案作成時のポイント

- ポイント
  - ・ 本質的な安全性の確保を目指す
  - ・ 機器・設備改良の場合には、改修が完了するまでリスクアセスメントを実施する
  - ・ リスク低減措置は、具体的な実施項目、実施者、実施タイミング、実施ツールまで、明確に決定する
- 改善が必要な記載事例と改善のポイント

不適切な低減措置案	改善のポイント
定期的を実施できるようスケジュールを組む	毎月・隔月・第〇月曜日など、具体的に決める。
危険と思われるものは放置しないよう、指導していく	誰が、いつ、どのように判断して指導するのかを明確にし、実行度を高める。
〇JTでの教育を徹底する。繰り返し教育	教育を繰り返す頻度、実施者、実施ツールを明確化することで、実行度を高める。
(スイングドアでの打撲災害に対して) 朝礼での注意喚起	スイングドアの一方向のみ開閉などの本質的な安全確保の措置がまず必要。注意喚起については、誰が、どのように実施するかを決める。
(台車のコマの動きが悪く足を負傷することに対して) ぶつけないよう注意する。車輪の清掃	台車のコマに原因があるのであれば、清掃を含めてメンテナンスを実施することが本質的な安全性確保につながる。また、メンテナンスの頻度、実施時期、実施者も決める必要がある。
什器を変更し安全を図る	変更手順を明確にする。変更までに時間がかかるようであれば、変更までリスクアセスメントを継続する。

○危険性・有害性の特定からリスクの再見積もり (例)

**[危険性・有害性の特定]**

台車による運搬作業：積み荷を高く積み過ぎ、角を曲がる際に操作ができず荷崩れを起こす。

**[リスクの見積もり]**

災害の重篤度：中程度 (△)

発生の可能性：高いまたは比較的高い (×)

→リスクの程度：直ちに解決すべき、または重大なリスクがある (Ⅲ)

**[リスク低減措置]**

台車に積荷の高さ制限を記載、順守事項を従業員がよく見る場所に掲示、台車で角を曲がる際の手順を確認

**[措置実施後のリスクの再見積もり]**

災害の重篤度：中程度 (△)、発生の可能性：可能性がある (△)

→リスクの程度：速やかにリスク低減対策を実施すべきリスクがある (Ⅱ)

リスクアセスメント実施により、リスクの程度がⅢからⅡに低減しました。



#### (4) リスクアセスメントの実施体制の整備（導入）

- リスクアセスメントを初めて導入する場合には、本部が中心となって導入のスケジュールやプロセス、ポイントを十分検討する必要があります。
- すでにリスクアセスメントの導入・運用実績がある他の事業者・他の店舗から話を聞いたり、研修を受けたりする必要もあります。
- これまでのヒヤリ・ハット事例などから、危ないと思われる場所や、労働災害が過去に発生したことがある箇所を絞り込んで実施するなど、段階を踏んで導入することが必要です。

##### 1) 導入に先立って店舗で行うこと

- 店長・副店長を対象にリスクアセスメント導入について説明
- 店舗の幹部、労働者代表などへの説明
- 店舗の幹部によるリスクアセスメント実施のスケジュール立案
- これらの作業と平行して、従業員にリスクアセスメントの周知と理解を図る（教育など）
- 各プロセスでは本部のリスクアセスメント担当者が必要な助言・支援を行う。

##### 2) 店舗での実施体制の整備

###### ○リスクアセスメント実施における役職別の役割（例）

役職（役割）	任務
店長（統括責任者）	<ul style="list-style-type: none"><li>• リスクアセスメント全体の統括</li><li>• リスク低減措置の承認</li></ul>
副店長（実施責任者）	<ul style="list-style-type: none"><li>• リスクアセスメント運用・教育の責任者</li><li>• 実施場所の優先順位の決定</li><li>• 実施の記録・保管</li></ul>
部門長 （リスクアセスメント推進者）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 情報の収集・整理</li><li>• 危険性・有害性の特定・リスクの見積もり</li><li>• リスク低減措置の検討</li></ul>
担当者 （リスクアセスメント実施メンバー）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 危険性・有害性の特定</li><li>• リスク低減措置の検討</li></ul>
職場安全衛生委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>• 危険性・有害性特定結果の検討</li><li>• リスク低減措置の審議</li></ul>

### 3) 店舗におけるリスクアセスメント導入手順（例）

項目	ポイント
① 実施体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>店長の統括により半期期首ごとに確認する</li> </ul>
② 実施時期の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>副店長により実施場所、実施時期を決定する（例：毎月1カ所実施）</li> </ul>
③ 情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>副店長・部門長により取り扱いマニュアル、作業手順書、ヒヤリ・ハット事例などの情報を収集する。</li> </ul>
④ 危険性・有害性の特定	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施場所の全従業員で、作業単位での危険性、有害性を特定する</li> </ul>
⑤ リスクの見積もり	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施場所の全従業員で、マトリックス法によるリスクの見積もりを実施する</li> </ul>
⑥ リスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施場所の部門長、全従業員で、作業のやり方・手順を見直し、改善の方法を考える。</li> <li>最後に作業手順の作成と教育を徹底する</li> <li>内容については、職場の労働安全衛生委員会にて確認する</li> </ul>
⑦ 結果の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>副店長が結果を記録（データベースへの入力）、印刷して掲示する。また、ノウハウとして蓄積・継承する。</li> </ul>

### 4) 導入以降のリスクアセスメント実施時期（例）

- 設備・道具などを新規導入・更新・変更したとき
- 作業方法に変更があったとき
- 新たに従業員を雇い入れたとき
- 定期的な内容確認

## (6) 新たに労働災害が発生した際のリスクアセスメントの実施

- リスクアセスメント導入後は、あらかじめ定めた時期のほか、新たに労働災害発生した際にも実施することになります。労働災害の発生を契機に、「危険性・有害性」の特定、リスクの見積もりを見直し、併せて、より本質的なリスクの低減策を検討・実施することが必要となります。

### 労働災害発生店舗／部門でのリスクアセスメントの実施（プロセス例）

- 労働災害発生店舗・部門で労働災害報告書の作成・提出（店長、本部などへ）
- リスクアセスメント一覧表の内容変更
  - これまで想定していない「危険性・有害性」の場合：  
新たに「危険性・有害性」を特定し、リスクの見積もり→リスク低減措置の検討・実施→結果の記録、を行います。併せて、なぜ、これまで「危険性・有害性」として想定していなかったかを検討し、その他にも想定していなかったリスクがないか検討します。
  - これまで想定していた「危険性・有害性」の場合：  
リスクの再見積もり→リスク低減措置の検討・実施→結果の記録、を行います。

## (7) リスクアセスメントの効果

- 職場のリスク（危険の芽）が明らかになります（過去の事故情報を収集・分析することにより説得力が高まります）。
- 職場のリスクに対する認識を、職場全体（場合によっては店舗を超えて）で共有することが可能となります。
- 安全対策の実施について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。
- 安全対策の実施後に残ったリスクに対して、暫定的に「守るべきルール」が作業者に理解され、守られるようになります。
- パート・アルバイトを含めた職場の従業員全体が参加することで、職場に潜む「危険」に対する感受性が高まります。



労働災害の削減につながります

### 3. 従業員の労働災害防止意識の醸成など

- 店舗での労働災害防止活動が効果を生むには、従業員が労働安全に関する正しい知識と高い意識を持ち、積極的に活動に参加することが欠かせません。そのためには、従業員に労働安全衛生教育をしっかりと行うことが大切です。

#### (1) 労働安全衛生教育

- 従業員への労働安全衛生教育については、雇い入れ時などの導入研修と、職長など管理者向けの研修を行う必要があります。

##### ○導入研修

- 業務に関する知識やスキルを習得させるにあたって、安全に作業をするためのポイント、マニュアルなどについての研修を行うことが必要です。
- また、店舗で発生する可能性がある労働災害についての知識やその防止策について学ぶ機会も必要です。特に、不安全な環境を放置したり、不安全行動を取らないような教育（4S活動の重要性とその徹底）が求められます。

##### ○管理者向け研修

- 職場で新たに管理職になった従業員や安全管理者になった従業員に対して、店舗の労働災害防止についての意義、管理、具体的な活動など全般について、十分な教育研修を実施する必要があります。
- 管理職に対しては、法令の改正や労働災害の発生状況などについて随時周知を図り、また、安全管理水準の維持・向上のため、定期的な教育研修を行う必要があります。

##### ○従業員向け研修、複数店舗での合同研修

- 管理職だけでなく、店舗の従業員に対しても、定期的に労働安全に関する教育を実施することが望まれます。
- 複数店舗（一定のエリア内の店舗など）合同で集合研修を実施すれば、他店舗からの参加者と情報交換や意識の共有ができ、従業員の労働安全意識が高まることが期待されます。
- 研修に参加した従業員が職場に戻って研修の成果を報告する仕組みにすることで、その従業員の責任感が強まり、また、報告を聞く従業員も労働災害防止活動の意義をより強く認識する効果があると考えられます。

##### ○同業他社での勉強会

- 同業の労働災害担当者が集まり、各社の労働災害の特徴や、防止策とその効果などについて定期的に情報交換をすることは、新たな視点や方策が見つかるなど、自社のみならず、業界全体の労働災害防止策を進める上で有効と考えられます。

※ここでは、主に労働安全について取りあげています。

## (2) 従業員への周知、意識向上

- 従業員には、さまざまな機会を通じて、労働安全に関する知識を深めてもらい、また、労働災害防止活動に積極的に参加してもらうよう努めることが重要です。

### ○朝礼・夕礼などを通じた周知

- 店長・副店長や部門長から、パートタイマー、アルバイトを含む全従業員に対して、自店舗・他店舗で発生した労働災害や、その月の労働安全目標、あるいは、繁忙期などの時期やイベントに応じた労働災害防止のための注意事項を周知します。
- パートタイマーやアルバイトは、勤務時間が多様で一堂に会する機会は少ないかもしれませんが、さまざまな機会を通じて全員に周知することで、当事者意識が高まることが期待されます。

### ○労災情報などのチラシ類で

- 本部が発行する労働災害情報などを従業員の目に触れる場所（掲示板、エレベーターの近く、休憩所など）に張り出し、従業員の注意を促します（巻末の具体的な事例参照）。
- 労働災害情報のチラシには、事故の内容、原因、状況、対策などを記載します。
- 掲示場所の近くに意見箱を置き、従業員の労働災害意識を高めることも有効です。

### ○労働安全月間、労働安全キャンペーン

- 安全な職場環境を整備するとともに、従業員に安全行動を徹底してもらうことを目的として、1年のある月を「労働安全月間」と定め、労働災害防止活動を強化する取り組みです。
- この月間に、全従業員を対象とする安全教育を行うことで、労働安全に対する意識をより高めることができると考えられます。
- 従業員一人一人が「労働災害ゼロ宣言」など目標を宣言する取り組みをしている会社もあります。

### ○職場見直し時間帯の設定

- 1日の営業時間内に「職場見直し時間帯」を設定し、商品や台車などの什器類を整理整頓し、また、商品の運搬などでの安全行動の徹底を図ります。特に、昼時や夕方の繁忙時の前に行えば、従業員の安全に加えて、安全な店舗運営、サービスレベルの向上にもつながります。

### (3) 中高年齢労働者に配慮した対策

- 小売業で店舗では、60歳代の従業員が増えてきているところが多くみられます。また、高齢化の進行によって、高齢者のお客様も非常に多くなっています。
- 店舗運営とそれに伴う店舗の労働災害防止活動についても、こうした従業員、お客様双方の高齢化に対応していくことが望まれます。

#### ○4S活動の推進の工夫と徹底

- 店舗で4S活動を進めることは、従業員の労働災害とお客様の事故のいずれをも防止するための基本です。加齢に伴う身体能力の変化や特性を十分考慮して、これまでの4S活動を再点検し、工夫を凝らすことで、その徹底を図っていくことが重要です。

#### ○什器や道具の利用方法の工夫とマニュアルの改定

- 台車やカッターなど各種の什器や道具の利用方法については、加齢に伴う身体能力の変化や特性を踏まえて見直し、マニュアルの改定を行っていくことが必要です。

#### ○より負荷の小さい作業方法への変更と徹底

- 商品の移動や積み替え、陳列などの作業については、加齢に伴う身体能力の変化や特性を踏まえて、より負荷の小さい方法に変更し、これまで以上に安全な作業方法を徹底することが必要です。
- さらに、身体への負荷を小さくするため、商品をこれまで以上に小分けして運搬、移動できるよう梱包方法を見直すことも必要です※。  
※1 店舗だけでの取り組みでは限界がありますので、製造メーカーを含めた事業者間、業界での協力が不可欠となります。

#### ○その他、高年齢者に配慮した作業負荷管理の実施

- 職場の状況を考慮し、それぞれの高年齢者に配慮した作業負荷管理を実施していくことが必要です。
- 参考：高年齢労働者に配慮した作業負荷管理状況チェックリスト（厚生労働省）

[http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0903-1a\\_0004.pdf](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0903-1a_0004.pdf)

## 4. 見える化の推進（個別の労働災害防止活動）

### （1） つまずきによる転倒

- 整理・整頓の推進・徹底（参照：27 ページ、4S活動の推進）
- 階段など危険箇所への対応（色塗り、手すり取り付け、目立つ場所に注意のチラシ張り）
- 床の凹凸面の修理・改修
- 開店時間中の整理整頓時間の設定

### （2） すべりによる転倒

- 長靴の利用、靴底の定期的なチェック
- 冷凍庫前の霜取りの徹底、冷凍庫が開いている時間を極力短くする手順の徹底
- 出入り口、油が飛ぶ場所へのマット敷設、マット利用の徹底
- 店舗の床が濡れている際の対処方法の徹底  
※床面が濡れていることが分かった場合、一人の従業員が濡れた床の近くで注意喚起しつつ、別の従業員がモップなどを取りに行く

### （3） 脚立からの転落・転倒

- 脚立の正しい使い方の徹底※  
※またがらずに利用、天板には乗らない、座らない、手に荷物を持たず昇降、開き止めを両側に掛ける、表面で利用、身を乗り出さない、段差を避け平地で利用、立てかけ角度の確認（75度など）、補助者が支える  
※脚立の製造メーカーのホームページなどに利用方法が示されていますので、ご参照下さい。

### （4） 台車などによる激突、落下







- ロング台車など前方の確認ができない場合、押すのではなく引く（お客様との衝突防止）
- 押して運ぶ台車の場合の利用方法の徹底  
※積み荷は、必ず前方が確認できる高さまで、タイヤがつかえないように前方に注意
- 大型の台車は開店前の利用限定、開店中は中型・小型の台車のみ利用する。
- 在庫、商品の積み上げの量・高さに制限を設ける
- スイングドア通過の際のルール設定  
※決められた進行方向のドアをゆっくり開く。一旦停止とする、等
- 台車の持ち方確認（外枠を持たない、など）
- 台車で移動方法の確認（曲がり角は外側をゆっくり回る、など）

- (5) 荷運び時、商品陳列時などの災害（腰痛など）
- 催事の陳列棚は、陳列棚ごと移動（移動できる陳列棚を利用）
  - 低い商品棚の整理の際には、膝をつく（しゃがみ込み作業、腰曲げ作業はしない）
  - 商品棚への商品の陳列の際には、背筋を伸ばして作業（猫背作業にならない）
  - 重い商品は腰を落として、膝・足の力で持ち上げる
  - 陳列棚と同じ高さの台車を準備し、荷物移動の負荷を低減
  - 台車から商品棚に商品を移す際には並行作業（振り向き作業はしない）
  - 台車から商品棚に商品を移す際には安定した姿勢で行う
- (6) 休業4日未満で頻度の高い災害防止対策（すれ・切れ）
- ミートスライサーの安全な取り扱いの徹底（研修、訓練、等）
  - 包丁の取り扱いのマニュアルを作成し、研修・訓練を実施。定期的に調理手順の確認と徹底を行う。（研修等）
  - カッターの利用方法のマニュアル化と徹底
    - ※刃の進む方向に押さえる手を置かず、手前に向かって引くように切る
    - ※カッターの刃は、必要最低限の長さで使用
    - ※切れが悪くなったら、新しい替え刃に交換
    - ※使用後は刃先をしまい固定してから片付け
  - カッターを使わない方法への変更
    - ※衣料品ではハサミを利用、プラスチック梱包箱の積極的な利用
    - カッターを使う場合は、様々な商品を試用し、より安全に使えるものを探す




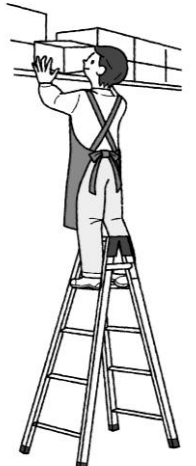
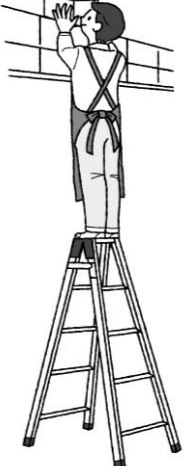
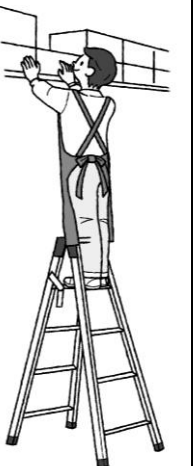

(参考) 個別の労働災害防止策の例 (イラスト)

○安全で無理のない動作


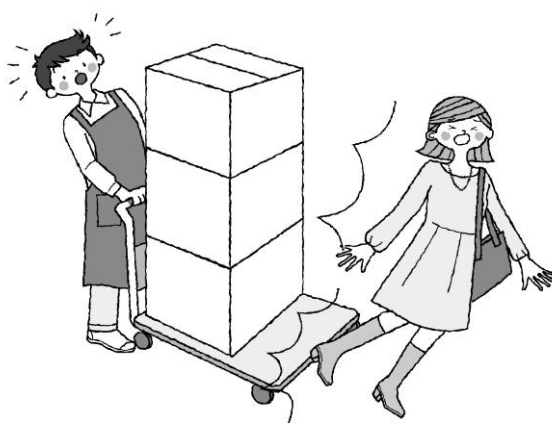
良い例	悪い例
<p data-bbox="183 376 446 414">背筋を伸ばして作業</p> 	<p data-bbox="821 376 949 414">猫背作業</p> 
<p data-bbox="183 902 359 940">両膝付き作業</p> 	<p data-bbox="821 902 1061 940">しゃがみ込み作業</p> 
<p data-bbox="183 1478 470 1516">安定した姿勢での作業</p> 	<p data-bbox="821 1478 1109 1516">不安定な姿勢での作業</p> 

良い例	悪い例
<p>平行作業</p> 	<p>振り向き作業</p> 
<p>ひざ曲げ作業</p> 	<p>腰曲げ作業</p> 
<p>腰の高さで作業</p> 	<p>上下動作作業</p> 

○脚立の使い方（悪い例）

荷物を持っての昇降	またがって利用	天板に乗る	開き止めを掛けていない	身体を乗り出す
				

○台車の使い方（悪い例）

荷を正しく積んでいない （角を曲がる際に荷が外側に落下してしまう）	積み荷を高く積み過ぎ （お客様とぶつかってしまう）
	

階段での労働災害防止策

手すりを付ける、  
階段に色を付ける（上下2段程度）



「小売業における安全管理の推進検討委員会」参加名簿（敬称略、五十音順）

（委員）〔○は座長〕

小豆澤 幸 照	日本百貨店協会 常務理事
大 津 直 也	社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会 事務局長
小笠原 莊 一	日本チェーンストア協会 常務理事
岡 部 雅 一	オール日本スーパーマーケット協会 参事
小 澤 信 夫	社団法人新日本スーパーマーケット協会 調査役
篠 原 一 博	社団法人日本ショッピングセンター協会 専務理事
○田 村 昌 三	東京大学 名誉教授
佃 勝 明	日本スーパーマーケット協会 流通推進部 課長代理
山 本 和 義	山本労働安全コンサルタント事務所 代表

（事務局）

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

西 田 和 史	副主任中央安全専門官
宇 野 浩 一	技術審査官
赤 沢 直 子	厚生労働技官

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

横 山 重 宏	主任研究員
平 田 薫	主任研究員
豊 島 竹 男	主任研究員